研究費の使用に関する行動規範

平成27年 3月24日 国立研究開発法人物質·材料研究機構

改正: 平成27年 3月24日

改正:平成28年 4月26日

改正:平成30年12月12日

改正:令和 5年 9月11日

改正:令和 7年 3月24日

研究費の不正使用は、資金提供者や国民の期待・信頼を損ない、研究機関の名誉と信用を著しく傷つけるものである。国立研究開発法人物質・材料研究機構(以下「機構」という。)は、機構における研究費(機構の業務の財源として取扱う全ての資金をいう。)の適正な執行を確保するため、以下のとおり、研究者及びこれを支援する全ての職員(役員、定年制職員、キャリア形成職員、任期制職員及び無期労働契約転換職員並びに客員研究者等、派遣職員のほか、機構において研究費の運営・管理に関わる全ての者をいう。以下「職員等」という。)が遵守すべき行動規範を定める。

- (1)職員等は、研究費が機構の管理する資金であることを認識し、研究計画に基づき、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- (2) 職員等は、研究費の使用に当たり、機構が定める規程及び事務処理手続等の理解に努め、これを遵守しなければならない。研究費が外部資金である場合は、資金提供者が定める交付条件や契約条件等についても遵守しなければならない。また、これらに明確に違反した使用でなくとも、第三者から不適切であるかの疑いを持たれるような使用方法は避けなければならない。
- (3) 職員等は、研究費で調達した物品を適正に管理し、資産の保全に努めなければならない。
- (4)職員等は、研究費の使用に当たり、取引業者等の利害関係者との関係において、国民の疑惑や不信を招くことのないよう誠実に行動しなければならない。
- (5) 職員等は、研究費の不正等に繋がることが潜在的にある場合又は事実を発見した場合は、 法務・コンプライアンス室へ報告しなければならない。

(6) 職員等は、研究費の不正等を防止するための教育を受けなければならない。

附則

この行動規範は、平成27年3月24日から施行する。

附 則 (平成27年3月24日改正)

この行動規範は、平成27年3月24日から施行する。

附 則 (平成28年4月26日改正)

この行動規範は、平成28年4月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 附 則 (平成30年12月12日改正)

この行動規範は、平成31年1月1日から施行する。

附 則 (令和5年9月11日改正)

この行動規範は、令和5年9月11日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 附 則 (令和7年3月24日改正)

この行動規範は、令和7年4月1日から施行する。